

議案第四十四号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
改正について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾五年参月拾参日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一
部を改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和四十五年三朝町
条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表一中「一、六〇〇円」を「三〇〇〇円」に改める。

別表二中「六〇〇円」を「七〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。